

いきいき茨城ゆめ国体笠間市開催競技会場等設計業務委託仕様書

1 業務の名称

いきいき茨城ゆめ国体笠間市開催競技会場等設計業務委託

2 業務の主旨

この仕様書は、いきいき茨城ゆめ国体笠間市開催競技の本大会の会場等設計業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 競技名及び競技会場・練習会場

別表1のとおり

4 履行期間

契約締結日から平成31年1月31日までとする。

5 業務の内容

別表1の開催競技における本大会の会場等設計業務に関し、次のとおり行う。なお、各業務の成果品の主な記載内容は、別表2のとおりとする。

(1) 競技会場の調査

会場の実施調査等を実施し、競技会場の施設利用時の留意点、備品（机、椅子、音響機材等）の現有数、施設内の使用可能諸室、駐車場等の情報を取りまとめ、施設の報告書を作成すること。

(2) 会場配置計画

競技会場全体図、競技会場設計配置図、練習会場設計配置図、表彰式配置図及び会場周辺図をそれぞれ作成すること。なお、競技会場全体図においては会場の装飾配置を、会場周辺図においては周辺の施設等も表示し、会場への交通動線に配慮した内容とする。

(3) 仮設物設計計画

臨時仮設物（テント、プレハブ、仮設トイレ、仮設スタンド、電気・放送通信・給排水等の追加設備等）の仕様及び設計図面等並びに仮設にかかる業務の行程表を作成するとともに、仮設の運営・撤去等にかかる諸費用の一覧を算定し、別表にまとめること。

なお、計画に当たっては、必要に応じ、計画内容での設営の可否を関連機関に連絡すること。

(4) 諸施設配置計画

諸施設及び諸室の仕様及びレイアウト計画を作成し、それに伴う必要な備品の単価（税別）及び数量を算定し、別表にまとめること。なお、借用物については、借用にかかる関連費用の金額も算定すること。

(5) ゾーニング計画

大会参加者等（競技役員、選手・監督及び一般観覧者）について、会場内外の動線及びゾーニングを計画の上、色分けして作成し、ゾーニングに必要な備品の単価（税別）

及び数量を算定し、別表にまとめること。また、行幸啓等の対応策も併せて付記すること。

(6) サイン計画

看板等のデザイン案及び仕様を作成し、その配置計画を配置図に記入すること。また、それらの作成にかかる概算費用の一覧を算定し、別表にまとめること。

(7) その他

必要に応じ、大会運営上必要と思われる図表・積算表等を提出するとともに、市実行委員会事務局に対し、業務上必要なアドバイスを行うこと。

6 成果品の報告予定及び提出期限

別表2のとおり、なお、成果品には、建築確認申請書等関係法令による許認可申請、道路使用許可にかかる必要書類等に必要設計図書一式を含むこと。

※競技会場ごとに成果品を編綴りすること。

7 提出先及び提出方法

(1) 提出先

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会事務局（笠間市教育委員会国体推進室）
〒309-1792
笠間市中央三丁目2番1号

(2) 提出物

- ・電子データ（CD-RもしくはDVD-R）2枚
- ・印刷物（A4冊子、ただし図面はA3フルカラー折）3部
- ・成果品写真 一式
- ・市実行委員会事務局との打合せ記録簿 1部

8 業務工程表等の作成および進捗状況の報告

受注者は、作業着手前までに次の書類を作成し、市実行委員会事務局に提出すること。また、業務の進捗状況を毎月末までに文書データにて市実行委員会事務局に報告するとともに、変更等が発生した場合など、必要に応じて随時報告をできるようにすること。

- ・業務工程表 1部
- ・管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書 1部

9 資料提供

市実行委員会事務局は受注者に対し、本業務を遂行するに当たり必要な資料を、可能な範囲において準備し提供を行う。なお、提供された資料については、本業務の終了後、速やかに市実行委員会事務局に返還するものとする。

10 業務に当たっての留意事項

(1) 本業務は、市実行委員会事務局や競技団体等との密接な協議に基づき遂行すること。また、必要に応じて打合せ記録簿を作成し、市実行委員会事務局と相互に確認すること。

(2) 設計に当たっては、実地調査を詳細に行い、施設及び会場周辺環境の現状を踏まえながら、競技会の安全、確実かつ円滑な運営及び合理的で無駄のない施設の運用を行うこと。

(3) 計画の立案に当たっては、関係法令により必要となる許認可申請等について関係諸官庁等と事前に協議を行い、別途市実行委員会事務局が行う建築確認申請、道路使用許可申請にかかる必要書類及び消防計画申請等において、許可等が取れる計画及び設計書等を作成すること。

(4) 会場既存の施設・備品等を活用することを第一とし、必要以上の仮設物の設置及び備品等のレンタルをしないようにするとともに、特定の業者しか対応できない仮設物もしくは備品を指定せず、一般的かつ同等品において対応可能なものとする。

(5) ゾーニング・動線計画については、ユニバーサルデザインを基本とし、競技会の円滑な運営と一般観覧者の安全で快適な観戦を必要最小限の設備により、実施できるようにすること。

(6) 必要に応じて発注者及び受注者の双方向での作業を可能にするため、市実行委員会事務局にWindowsPC(MS-Visio, Excel, Word2013以上をインストール)とA3対応カラープリンター(Canon又はEPSON)を納品し、担当者(6名程度)を対象としたソフト(Visio)の講習会(図面の修正ができる程度)を実施すること。

(7) 図面等の修正提出時には、前回からの修正箇所がわかるような表記方法を実施すること。

11 その他

(1) 提出する成果品の財産権及び知的財産権は、すべて発注者である市実行委員会事務局に帰属し、データの改変及び二次利用等に対し、いかなる異議も唱えることはできない。また、成果品の引渡前であっても、業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。

(2) 上記の業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄することができるものとする。

(3) 最終出した成果品について、やむを得ない理由により修正や追加が発生した場合は、本業務に含まれるものとして対応すること。

(4) この仕様書ないし、契約書に定めのない事項については、その都度、市実行委員会事務局及び受注者双方が、誠意を持って協議し処理するものとする。